

訂正表

第八十号議案 東京都指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

訂正後	訂正前
<p>第三十条の見出しを削り、同条の前に見出しとして「指定児童発達支援の取扱方針」を付し、同条第五項中「前項の評価及び改善の内容を」を「自己評価及び保護者評価並びに前項に規定する改善の内容を、保護者に示すとともに、」に改め、同項を同条第七項とし、同条第四項中「自ら評価」を「指定児童発達支援事業所の従業員による評価を受けた上で、自ら評価（以下この条において「自己評価」という。）」に、「保護者による評価」を「通所給付決定保護者（以下この条において「保護者」という。）による評価（以下この条において「保護者評価」という。）」に改め、同項を同条第六項とし、同条中第二項を第五項とし、第二項を第三項とし、同項の次に次の一項を加える。</p>	<p>第三十条の見出しを削り、同条の前に見出しとして「指定児童発達支援の取扱方針」を付し、同条第五項中「前項の評価及び改善の内容を」を「自己評価及び保護者評価並びに前項に規定する改善の内容を、保護者に示すとともに、」に改め、同項を同条第七項とし、同条第四項中「自ら評価」を「指定児童発達支援事業所の従事者による評価を受けた上で、自ら評価（以下この条において「自己評価」という。）」に、「保護者による評価」を「通所給付決定保護者（以下この条において「保護者」という。）による評価（以下この条において「保護者評価」という。）」に改め、同項を同条第六項とし、同条中第三項を第五項とし、第二項を第三項とし、同項の次に次の一項を加える。</p>

訂正表

第八十一号議案 東京都指定障害児入所施設の人員、設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

訂正後	訂正前
<p>第四十四条第一項中「第五条第十八項」を「第五条第十九項」に改める。</p> <p>第五十条第二項第一号中「入所支援計画」の下に「及び移行支援計画」を加える。</p> <p>第五十一条第一項第二号中「心理指導」を「心理支援」に改める。</p>	<p>第四十四条第一項中「第五条第十八項」を「第五条第十九項」に改める。</p> <p>第五十一条第一項第三号中「心理指導」を「心理支援」に改める。</p>

訂正表

第八十五号議案 東京都指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

訂正後	訂正前
<p>第百二十一条中「第十二条」を「第十条第五項、第十二条」に改める。</p>	<p>第百二十一条中「第十二条」を「第九条、第十条（第二項から第四項までを除く）」、「第十二条」に改める。</p>

訂正表

第八十六号議案 東京都障害福祉サービス事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

訂正後	訂正前
<p>第五十九条の三 就労選択支援の事業を行う者（以下「就労選択支援事業者」という。）は、当該事業を行う事業所（以下「就労選択支援事業所」という。）ごとに、次に掲げる従業員を規則で定める基準により置かなければならない。</p> <p>一 管理者（就労選択支援事業所の長をいう。）</p> <p>二 就労選択支援員（就労選択支援の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるものをいう。）</p>	<p>第五十九条の三 就労選択支援の事業を行う者（以下「就労選択支援事業者」という。）は、当該事業を行う事業所（以下「就労選択支援事業所」という。）ごとに、就労選択支援員（就労選択支援の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるものをいう。）を規則で定める基準により置かなければならない。</p>